

第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

貸借対照表及び個別注記表

三浦工機株式会社

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品、半製品、仕掛品	個別法
原材料	総平均法
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産は除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置	5～12年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産(リース資産は除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上方法

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当事業年度末における要支給額を計上しております。

③退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

当社における有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

これは、三浦グループがここ数年の間に行ってきたグループ再編や工場集約、設備投資等を契機として検討した結果、今後の長期安定的な事業活動が見込まれることから、定額法が有形固定資産の使用実態をより適切に反映すると判断したものであります。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における普通株式の発行済株式の数

期末発行済株式数 80,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の数

該当ありません。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6月28日 定時株主総会	普通株式	21,000	262.50	2018年 3月31日	2018年 6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当ありません。